随意契約に関する調書(公表)

所管課	名	子ども未来課
 件	名	城東子ども未来園屋上防水改修工事監理業務委託
契 約 内	容	屋上防水改修工事の監理業務
契 約 期	間	令和4年1月5日~令和4年3月18日
契約締結	目	令和4年1月5日
契約相手	方	株式会社梅田設計
契約金	額	484,000円
		地方自治法施行令第167条の2第1項
		① 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1 項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
		第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
		第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を 受ける契約をするとき。
根拠規	定	第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
		第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
		第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
		第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
		第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の 及 業者選定の	び	城東子ども未来園屋上防水改修工事の監理業務は、現場の状況等に精通した者が行う業 務である。そのため、該当工事の設計業務を行った、株式会社梅田設計が適切であるた め、随意契約するものである。
その他特記事項 ※ 木件についてのお問い合わせ先 子ども未来課		